# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評 価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

#### 公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律並びに国民健康保険法等及びこれらの法律に基づく条例の規定により、国民健康保険税の賦課、異動、徴収等の事務を行うもの。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)②国民健康保険税の減免 ③国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村)) ⑤国民健康保険税の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者)
③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
国保賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府·総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	 (選択肢> (選択肢> (1)実施する 
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	吉備中央町 総務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

吉備中央町 税務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人5	未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	1年5月30日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類							
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		<b></b>	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リス・	全項目評価書			
されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステュ	ムを通じた提供		]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	] 内部監査	[ ] 外部監	·			
9. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

# 変更箇所

提出時期に係る説明						
提出時期	事後	<del>呻</del>	争	事後	事後	垂
変更後の記載	国民健康保険システム、統合宛名システム、中 間サーバー	番号法第9条第1項 別表第一 16項平成26年内閣府,総務省令第5号第16条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報提供】なり 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条	税務課長	全面追記する。	番号法第19条第8号 別表第二 [情報提供]なし [情報照会]27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 [情報提供]なし [情報照会]20条
変更前の記載	国民健康保険システム	1. 番号法第9条第1項 別表第一 16、30項 2. 地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づ(条例 3. 地方税法施行令等 4. 地方税法施行規則等 5. 国民健康保険法第9条第1項及び第9項、第 76条、第77条、同法第22条において準用する同 法第9条 国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第 9条、第10条の2、第11条、第13条、第20条、第 20条の2、国民健康保険法第78条において準用する介 (5. 国民健康保険法第76条において準用する介 護保険法第134条、国民健康保険法第16条の4 において準用する介護保険法第136条第1項(同 法第140条第3項において準用する介 法第140条第3項において準用する介 法第140条第3項において準用する介	番号法第19条第7号、別表第二 27、42、44、45及び46項	税務課長 木村二昭	なし	番号法第19条第7号 別表第二 [情報提供]なし [情報照会]27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 [情報提供]なし [情報服会]20条
項目	I -1 ③システムの名称	1 1 -3 法令上の根拠	I -4 ②法令上の根拠	I -5 ②所属長	Ⅳ リスク対策	I -4 ②法令上の根拠
変更日	平成29年6月15日	平成29年6月15日	平成29年6月15日	平成29年6月15日	令和1年5月30日	令和3年9月1日